

8月1日から父子家庭のみなさんにも、 児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当

父母の離婚などによるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く)を受け取ることができるときなど、手当が支給されないこともありまのでご注意ください。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子どもなど)

所得制限

受給にあたっては、所得制限があります。下の表をご覧ください。

手当額(月額)

下の表をご覧ください。

■手当額(月額)

項目	金額
全部支給	41,720円
一部支給	9,850円～41,710円
第2子加算	5,000円
第3子以降加算	3,000円

■所得制限限度額表

扶養親族数	受給資格者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	以下380,000円ずつ加算		

※所得制限

受給資格者または受給資格者の配偶者及び受給資格者と生計を同じくしている扶養義務者の前(前々)年の所得が一定額以上である場合には、手当の全部または一部の支給が停止されます。また、養育費を受け取っている場合は、その金額の8割が所得として扱われます。



父子家庭の方が受給するためには

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。必要なものをご用意のうえ、申請してください。

必要なもの

戸籍謄本・預金通帳・年金手帳・印鑑
申請の時期についての取り扱いは次のとおりです。

○平成22年7月31日までに支給要件に該当している方

11月30日までに申請をすれば「8月分」から支給されます。

○平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方

11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※11月30日を過ぎると「申請の翌月分」からの支給になります。

申請・問合せ先

いきいきプラザ都留内
福祉課 子育て支援担当
☎(46)5112